

衆議院内閣委員会ニュース

平成 24.3.23 第 180 回国会第 5 号

3 月 23 日（金）第 5 回の委員会が開かれました。

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法案（内閣提出第 58 号）

- ・中川国務大臣、後藤内閣府副大臣、辻厚生労働副大臣、園田内閣府大臣政務官、中野外務大臣政務官、藤田厚生労働大臣政務官、下条防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

江田 康 幸君（公明）

- ・新型インフルエンザワクチンの生産体制について、日本国民全員分のワクチンの生産体制の整備に政府はどのように取り組んでいくつもりなのか。
- ・特定接種の対象について、医療関係者に医師、看護婦のほか事務職員も含めるべきとの意見もあるが、政府は特定接種の対象範囲をどのように決めていくのか。
- ・都道府県知事による催し物の開催等の制限要請について、その対象や期限をどのように考えているのか、また、それによる損失はどう補償するのか。

竹本 直一君（自民）

- ・本法律案の必要性について中川国務大臣の所見を伺いたい。
- ・海外で新型インフルエンザ等に感染した邦人に対する政府の対応策を伺いたい。
- ・新型インフルエンザ等緊急事態宣言の要件は、政令にどのように規定されるか確認したい。
- ・発生から医療関係者等に対して先行的に予防接種を行うまでに、どの程度の期間を要するか。
- ・全国民に予防接種を実施した場合、どの程度の経費を要するか。
- ・所有者等の同意が得られなかった土地等を使用することが可能であるか、また、その場合に損失補償は行われるか。

本村 賢太郎君（民主）

- ・スペイン風邪並みに新型インフルエンザが大流行した場合、国内においてどの程度の経済的被害があると想定しているか。
- ・新型インフルエンザの予防接種による健康被害に対して、救済措置はあるか。
- ・新型インフルエンザの大流行に伴って保育施設が休業となった場合、代替施設について検討しているか。
- ・本法律案において、罰則規定がほとんど設けられていないのはなぜか

磯谷 香代子君（民主）

- ・本法律案において、平成 21 年に流行した新型インフルエンザ（A/H1N1）への対応の教訓がどのように生かされているか。
- ・機内における検査等により新型インフルエンザの国内への流入を食い止める水際対策の効果について、科学的根拠はあるか。
- ・新型インフルエンザの流行に備えた訓練について、どのようなものを想定しているか。また、今後の実施予定について伺いたい。

森山 浩行君（民主）

- ・感染症の発生に伴って本法律を発動することとなった場合には、様々な方面における連携・協力が必要となると想定されるが、初動体制はどうなっているか。
- ・第 28 条に規定する特定接種について、対象人数と接種の優先順位をどのように想定しているか。
- ・下水処理施設からインフルエンザ治療薬であるタミフルの成分が検出されたが、処理水を鳥が飲むことで、タミフル耐性ウイルスが発生する恐れがあるのではないか。